

我が国の離島等に外国の武装勢力が上陸した場合の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月八日

藤井孝男

参議院議長 西岡武夫殿



我が国の離島等に外国の武装勢力が上陸した場合の対応に関する質問主意書

今年三月、防衛省防衛研究所が刊行した「中国安全保障レポート」において、「海・空域において、自衛隊と人民解放軍との間で「不測の事態」が発生する可能性は否定できない」と指摘されている。そこで、外国の武装勢力への対応について、以下のとおり質問する。

一 外国の軍艦が我が国の領海または排他的経済水域で軍事演習をしようとした場合、政府としては、どのような対応するのか。

二 国籍不明の武装した数名のグループが、尖閣諸島などの我が国の離島に上陸しようとした場合、海上保安庁の巡視船等で、その上陸を阻止することは可能か。

三 国籍不明の武装した数名のグループが、尖閣諸島などの我が国の離島に上陸した場合、安全保障会議設置法第一条に規定する「重大緊急事態」に該当するのか。

四 国籍不明の武装した数名のグループが、尖閣諸島に上陸した場合、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の適用対象となるのか。

五 国籍不明の武装した数名のグループが、尖閣諸島に上陸した場合、自衛隊の出動を命じることはある

か。その場合の法的根拠は何か。

六 尖閣諸島に上陸した、国籍不明の武装した数名のグループが、退去命令に応じなかった場合、強制的に退去させる措置をとることはできるのか。

七 六において強制的に退去させることができるとした場合、その法的根拠は何か。

右質問する。